遺族）に支給し、支給すべき遺族がいないときは、当該死亡した者の相続人に支給する	退職共済年金	旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この条及び第七十四条第一項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	障害共済年金	旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により読み替えられた改正前地共済法第五十一条ただし書	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により読み替えられた改正前地共済法第五十一条ただし書	退職共済年金	旧職域加算退職給付
平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により読み替えられた改正前地共済法第五十一条ただし書	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第七十四条第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	障害共済年金	旧職域加算障害給付
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第七十六条第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	障害共済年金	旧職域加算障害給付
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第七十六条第二項	退職共済年金の額のうち第一項第二号に掲げる金額に相当する金額	旧職域加算退職給付
	障害共済年金の額のうち第八十七条第二項第二号若しくは第三項（同条第四項又は第九十条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる金額に相当する金額	旧職域加算障害給付

改正前地共済法第七十九条の前の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法第七十九条第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	次の各号に掲げる金額の合算額	第二号に掲げる金額
	第一号に掲げる金額	零
改正前地共済法第七十九条第一項第二号	月数	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数
改正前地共済法第七十九条第二項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	がその権利を取得した日の翌日の属する月	の平成二十七年十月一日
改正前地共済法第八十条の二第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	若しくは遺族共済年金	、遺族共済年金、旧職域加算障害給付若しくは旧職域加算遺族給付
	退職を給付事由とする年金である給付	旧職域加算退職給付
改正前地共済法第八十条の二第二項第一号及び第三項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法第八十条の二第四項	退職共済年金の額	旧職域加算退職給付の額
	第七十九条第一項及び前条	第七十九条第一項第二号

	遺族共済年金の額のうち第九十九条第一項第一号イ⑵に掲げる金額（同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定により算定される金額が同条第四項の規定によりこれらの規定に掲げる金額の合算額（当該遺族共済年金の額が同項に規定する政令で定める金額のうち政令で定める金額）を含む。）に相当する金額	旧職域加算遺族給付